

## 議第66号

三島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例案

三島市立幼稚園保育料等徴収条例（昭和40年三島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「翌月の末日」を「翌々月の10日」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、平成30年7月以後の月分の預かり保育サービス利用料から適用し、同年6月分までの預かり保育サービス利用料については、なお従前の例による。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士